

サービス利用規約

本規約は、株式会社ジェーエムエーシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する別紙記載のサービス（以下、提供形態の如何及び名称の新旧を問わず、別紙記載のサービスを総称して「本サービス」といいます。）を利用する者に適用されるものです。有償利用・無償試用の別にかかわらず、本サービスを利用する者は、本サービスに申し込んだ時点で本規約等に同意したものとします。

第1条（定義）

本規約において以下の用語は以下の意味で使用するものとします。

- 「本規約」

この利用規約のことをいいます。
- 「本規約等」

本規約およびこれに付随・関連する一切の規約、カスタマー・サービスのポリシー、価格表、マニュアル等一切の記載および定めをいいます。
- 「顧客」

本サービスを有償で利用する法人をいいます。
- 「ユーザ」

顧客の従業員、業務委託先の従業員等、顧客が、本利用契約に基づいて本サービスを利用させる個人をいいます。
- 「販売店」

当社と販売店契約を締結している法人をいいます。
- 「本利用契約」

本規約等に基づく当社・顧客間の契約をいいます。

第2条（目的）

本規約は、当社が本サービスを顧客に提供するにあたり、当社と顧客の関係を明らかにすることを目的とします。

第3条（無償試用）

- 顧客になろうとする者は、本利用契約締結に先立ち、当社所定の方法により、本規約等を承諾した上で当社に対し本サービスの無償試用を申し込むことができます。
- 当社は、顧客になろうとする者から前項の申込を受けた場合には、審査の上、無償試用を許諾するものとします。
- 無償試用期間は当社が定める期間とし、当該期間満了までに本利用契約が成立しない限り、当該期間満了をもって本サービスの利用は終了します。
- 当社は、無償試用について、第18条（秘密保持義務）を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、無償試用を許諾された者（以下「無償試用者」といいます。）が本サービスで利用するデータを保護する義務を負わず、当該データに関して一切の責任を負わないものとします。
- 無償試用者が本サービスを無償試用する場合、当社が負う第13条（カスタマー・サービス）の義務は免除されるものとします。
- 当社は、いつでも任意に無償試用期間における本サービスの提供を中止または廃止できるものとし、それによる無償試用者の損害・損失等について一切の責任を負わないものとします。
- 無償試用者には、本規約等と矛盾・抵触しない限り、本規約等の「顧客」に関する定めを準用します。
- 無償試用者がその権原に基づき本サービスを利用させる者については、本規約等と矛盾・抵触しない限り、本規約等の「ユーザ」に関する定めを準用します。

第4条（有償利用）

- 本サービスの有償利用申込は、顧客になろうとする者が当社所定の申込書に必要事項を明記して当社に提出して行うものとします。当社は、審査の上、当該申込を承諾する場合には、原則として当社が申込書を受領してから5営業日以内に、申込を行った者に通知し、これにより、当社と顧客との間で、本利用契約が締結されます。

- 当社は、本利用契約を締結した顧客に対し、本利用契約期間中、有償により契約したユーザ数またはデバイス数において本サービスを利用する非独占的権利を許諾します。
- ユーザは、本サービスを利用する際、当社が許諾するユーザ数またはデバイス数で本サービスを利用することができます。
- 当社は、本利用契約期間中、本サービスに関して、第13条（カスタマー・サービス）に定めるサポートサービスを提供します。

第5条（利用条件）

顧客およびユーザは、以下の各号の利用条件を遵守して、本サービスを利用するものとします。

- 本サービスを稼動するコンピュータ・デバイスは、メーカー指定または推奨の条件・状況で利用すること。
- 当社が指定または推奨する OS その他の仕様・条件で利用すること。
- 当社以外の者が本サービスの変更・保守をしないこと。
- 当社が提供するアップグレード版を可能な限り利用し最新の状態を保つこと。
- 顧客は、日本国内に事業所がある企業であること。
- 顧客およびユーザからの問合せは日本国内の事業所から日本語で行うこと。
- 顧客は、本サービスで利用するデータを自らの責任で管理すること。

第6条（遵守事項）

顧客およびユーザは、前条の利用条件のほか、以下の各号の事項を遵守して、本サービスを利用するものとします。

- 関連法令を遵守すること（データの取得方法・内容の適法性を含みます。）
- 本規約等の一切の定めを遵守すること。
- 本サービスと連携又は本サービスに含まれる第三者ソフト又は第三者のサービスに関し、当社が顧客に対し、顧客による本サービス（無償試用を含みます。）の申込時に指定したライセンス条項、利用条件、禁止事項等を遵守すること。

第7条（禁止事項）

顧客およびユーザは、以下の各号の事項を行ってはならないものとします。

- 当社が許諾しているユーザ数またはインストールデバイス数を越えた利用
- 本サービスの違法目的利用、違法データの保存
- 迷惑行為および違法行為
- 悪質なコード（コンピュータウイルス等）の保存・送信
- 本サービスで使用するハードウェア・ソフトウェアに対する不正アクセス・不正利用
- 本サービスで記録する第三者データの盗用・変更
- 本サービス（旧バージョンを含みます。）で使用しているソフトウェア・テキスト・画像等の複製、改変、翻訳、派生物生成
- 本サービスで使用しているソフトウェアのコード等の改変
- 当社および第三者の権利（特許権、著作権、商標権等の知的財産権を含みますがこれに限られません。）を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- 当社が保有する著作権及び商標権に対する侵害行為又はロゴ等の表示の削除・変更
- 本サービス（アップグレード版に限らず、旧バージョンを含みます。）またはその複製版・改変版・派生版等について、第三者（但し、顧客の従業員や業務委託先の従業員で、ユーザとして登録されている個人は除きます。）による使用、利用が可能となる一切の行為（譲渡、利用許諾、使用許諾、貸与、ホスティング等を含みますがこれらに限られません。）
- 本サービスと類似・競合するサービスの開発または提供のための本サービスの利用
- 本サービスで利用するソフトウェアの暗号化解除、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、ソースコード引出し等
- その他、前各号に準じるものとして当社が不適切と判断する行為

第8条（顧客の管理義務および通知義務）

- 顧客およびユーザは、当社が付与した ID 等を秘密情報として善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。企業コード、アカウントおよびパスワードの発行が行われている場合は、これらについても秘密情報として、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 顧客は、当社が付与した ID に関わる顧客情報を変更した場合には、直ちに当社に通知するものとします。

- 顧客は、あらかじめ定められたユーザ数やサーバ数等（以下「ユーザ数等」といいます。）を変更する場合、事前に当社に通知するものとし、変更によって当初のユーザ数等が増加した場合、当該増加分の料金を、当社の指示に従い支払うものとします。

第9条（料金）

- 本サービスの料金は、当社が定める価格表記載の料金に消費税を加えた金額とします。但し、消費税率が変更された場合、変更後の税率が適用されるものとします。
- 前項にかかわらず、本サービスの料金について、顧客と販売店の間で書面にて別段の合意をしている場合は、その内容が優先されるものとします。
- 本サービスの料金の支払いは、顧客が本サービスを実際に使用したか否かにかかわらず行われるものとし、本利用契約の有効期間中に本利用契約の全部もしくは一部の解約またはユーザ数等が減少した場合でも、前条に定める通知が行われない場合は、当社は顧客に対し、本サービスの料金の一切の減額および払戻を致しません。
- 顧客が本利用契約期間中にユーザ数を変更する場合、顧客は、当該変更を顧客が当社に対し通知した月の翌月の使用分から変更されたユーザ数に応じた料金を支払うものとします。

第10条（その他費用）

- 当社は、前条に定める本サービスの料金の他、初期費用、オプション費用または第13条に定めるサポートの費用として別料金を申し受けることがあります。この場合、顧客は、当該別料金について、当社が別途定める時期に、当社が別途定める方法により支払うものとします。

第11条（支払方法）

- 顧客は、当社または販売店に対し、別途定める価格表等で指定する方法で、第9条の料金の支払いを行うものとします。但し、顧客と販売店の間で支払時期について書面にて別段の合意をした場合は、その内容が優先されるものとします。
- 顧客が前項の料金の支払を怠った場合、顧客に何らの催告・通知をすることなく、直ちに以下の各号の効果が発生するものとします。
 - 当社が顧客による本サービスの利用を停止できること。
 - 顧客が当社に対して有する一切の未払金について当然に期限の利益を喪失すること。
 - 顧客から当社に対する支払いについて、年14.6%の遅延損害金が発生すること。

第12条（アップグレード）

- 顧客およびユーザは、本利用契約期間中、本サービスに関して、当社がその裁量によりリリースするアップグレード版を利用することができます。
- 当社は本サービスの対象となるコンピュータ・デバイスがオペレーティングシステムのバージョンアップまたは仕様変更等した場合、本サービスが当該バージョンアップ等に適合するよう遅滞なく対応するよう努めるものとします。但し、当社は、本サービスを当該バージョンアップ等に適合させる義務を負うものではありません。
- 当社のアップグレード版は現状有姿で提供されるものとします。当社はアップグレード版に関し、明示または黙示を問わず何らの保証も行わず、いかなる責任も負わないものとします。

第13条（カスタマー・サービス）

- 顧客およびユーザは、本利用契約期間中、本サービスに関して、本規約および当社ウェブサイトに掲載するカスタマー・サービスのポリシーに記載のサポート（以下「サポート」といいます。）を受けることができます。
- サポートが履行されなかった場合であっても、当社の責任は合理的範囲のサポートを再度実施することに限られ、その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。
- サポートの一環として提供した検証用ソフトウェア等について、当社は、品質を保証しません。

第14条（オプション）

- 顧客およびユーザは、当社が別途定めるオプションサービス（以下「オプション」といいます。）を利用することができます。
- 前項に基づき、顧客およびユーザがオプションを利用する場合の条件は、次の各号に定めるとおりとします。
 - 当社が行う、設置、設定、カスタマイズ、ドキュメント作成、コンサルティング等の役務に関する当社の義務は、善管注意義務を尽くして設置等を行うことに限られるものとします。その場合の当社の責任は前条第2項に定める条件を準用します。

- （2）ピーコン、スマートデバイスその他のハードウェア（以下「ハードウェア」といいます。）を当社が顧客に販売する場合、ハードウェアの製造メーカーが定める保証条件に従うものとします。

- （3）ハードウェアを、当社が顧客にレンタルする場合、顧客は当社が別途定める条件に従うものとします。

- （4）上記以外のオプションは、当該オプションの性質上可能な限り、本規約等が適用されるものとします。

- 本規約等に定めがない場合でも、顧客の依頼に基づき、当社が顧客に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、または本サービスを実施・継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合、あらかじめ顧客と合意のうえ、当社は、顧客より当該行為に要した費用を含む相当な対価の支払いを受けることができるものとします。
- 本条第2項第1号は、オプションに関する当社の責任の全てを定めたものとします。当社はオプションに関し、本条第2項第3号に定める以外いかなる責任も負わないものとします。

第15条（知的財産権）

- 本サービス（本サービスに含まれるソフトウェア、マニュアル、ロゴ等の一切を含みます。）に関連する一切の著作権、特許権、商標権その他の知的財産権および営業秘密は、すべて当社か、正当な権限を有する第三者に帰属し、顧客およびユーザには帰属しないものとします。
- 顧客およびユーザに対する本サービスの利用許諾には、商標またはロゴの利用は含まれません。

第16条（第三者の権利侵害）

- 顧客およびユーザは、本サービスが第三者の権利を侵害し、またはそのおそれがあることを認識した場合、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
- 本サービスが第三者の権利を侵害すると当社が認めた場合、当社はその裁量により、本サービスの修正、第三者が有する権利のライセンス取得または顧客との契約解除のいずれかの措置をとることができるものとします。

第17条（第三者による権利侵害）

顧客は、第三者が本サービスに関する知的財産権を侵害し、または侵害しているおそれがあることを認識した場合、直ちに当社に通知するものとします。

第18条（秘密保持義務）

- 本規約において「秘密情報」とは、次の各号に定める情報（複写、複製したものを含みます。）をいいます（以下、秘密情報を開示した者を「開示者」といい、秘密情報を受領した者を「被開示者」といいます。）。

- （1）当社と顧客との取引の内容・条件およびこれに付随または関連する情報
 - （2）当社、顧客またはユーザが相手方に開示する個人情報（個人情報の保護に関する法律が規定する個人情報をいいます。）
 - （3）当社および顧客の営業秘密（不正競争防止法の規定する営業秘密をいいます。）
 - （4）前各号の他、当社または顧客が相手方に対して秘密である旨を表示または告知して開示した情報
- 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当することを被開示者が立証した情報は秘密情報に含まれないものとします。但し、当該秘密情報が個人情報である場合にはこの限りではありません。
 - 開示者から開示を受ける前に、保有していた情報
 - 開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
 - 開示者から開示を受けた後に、被開示者の責によらない事由により公知となった情報
 - 被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 被開示者が開示された情報によらずして独自に開発した情報

- 被開示者は、開示者から開示された秘密情報を、秘密保持上の事故（漏洩、盗用、破損、改竄、不正使用、不正開示等およびこれらの未遂行為）が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理し、秘密情報を知る必要のある者のみに開示するものとします。被開示者は、本利用契約の履行の目的以外に秘密情報を利用し、開示者から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩等しないものとします。
- 法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、被開示者は、開示者に対しその旨を直ちに通知するものとします。この場合、開示者は、秘密情報の機密性を確保するためとり得る一切の措置を適切かつ迅速に行うことができるものとします。また、被開示者が開示を行う場合においても、法律上要求される必要最小限度の内容・範囲と認められる部分についてのみ開示を行わなければならないものとします。

第 1 9 条（契約不適合責任）

- 当社が顧客に対して負う本サービスの不具合その他の障害に関する契約不適合責任は、以下の各号に限定され、当社はその他の責任を負わないものとします。顧客は、追完請求権若しくは代金減額請求権等の行使又は契約不適合責任に基づく本利用契約の解除若しくは損害賠償請求を行うことができないものとします。
 - 本サービスの不具合その他の障害につき、原因解明のために要する合理的努力をすること。
 - 前号の結果、本サービスの不具合その他の障害が、当社の帰責事由によるものであることが明らかとなった場合、補修のために合理的な努力をすること。
- 当社は、前項各号に定める責任を、本サービスの利用開始から 1 年間に限り負うものとします。
- 本条の規定は、本サービスの不具合その他の障害に関し、当社が顧客に対して負う、一切の責任を規定したものとします。

第 2 0 条（損害賠償）

- 当社または顧客は、本利用契約上の債務の履行を怠り（ユーザの債務不履行、不法行為は、顧客の債務不履行、不法行為とみなします。）これにより相手方当事者に損害を与えた場合には、通常損害に限り、損害賠償の責を負うものとします。但し、逸失利益は損害賠償の対象外とします。
- 前項に基づいて当社が負担する損害賠償額は、請求原因の如何を問わず（債務不履行に基づく損害賠償請求、不法行為に基づく損害賠償請求を含みますがこれに限られません。）本利用契約が月単位の場合、価格表に基づく月額利用料相当額を上限とし、本利用契約が年単位の場合、価格表に基づく年額利用料相当額を上限とします。

第 2 1 条（本サービスの一時的な停止）

- 当社は以下の事由が発生し、本サービスの提供を一時的に停止する必要があると判断した場合、顧客およびユーザへの事前の通知や承諾なしに、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
 - 定期的な点検および補修をする場合
 - 地震、停電、天災その他の不可抗力事由による場合
 - 通信回線が不能となった場合
 - 本サービスを実現するハードウェアおよびソフトウェアの障害、不具合による場合
 - 本サービスを実現するシステムが第三者から不正アクセス等の攻撃を受けた場合（コンピュータウイルスによる攻撃を受けた場合を含みますがこれに限られません。）
 - 顧客の承諾を得たうえで当社が本サービスの提供を停止した場合
- 前項各号に定める事由による本サービスの提供の停止により顧客またはユーザに生じた損害、不利益については、次条第 4 項に定める通りとします。

第 2 2 条（免責）

- 当社は、本サービスの以下の各号の不具合その他の障害について、一切の義務または責任を負うものではありません。
 - 顧客およびユーザがマニュアル等に定める仕様以外の利用をした場合に生じた障害
 - サポートの対象期間後の旧バージョンの利用による障害
 - 本サービスに含まれ、または連携する第三者ソフトウェア及び第三者のサービスの障害
 - 本サービスに含まれ、または連携する第三者ソフトウェア及び第三者のサービスのアップグレード・修正・変更等による障害
 - 本規約第 5 条（利用条件）、第 6 条（遵守事項）、第 7 条（禁止事項）に違反した場合に生じた障害
 - 顧客およびユーザの動作環境、その他当社の責によらない一切の障害
- 当社は、顧客またはユーザのコンピュータ・デバイス等または第三者のサーバ、ソフトウェア等のセキュリティによる情報漏洩について一切の責任を負いません。
- 当社は、本サービスが顧客またはユーザの特定の目的に適合し、有用であることについて一切の責任を負いません。
- 当社は、前条第 1 項各号の事由に基づく本サービスの提供停止によって顧客または第三者に生じた損害、不利益について、何ら責任を負担しないものとします（契約責任および不法行為責任のいずれも含まれます。）。
- 当社は、事前に本サービスの提供を停止することを予定していた場合を除き、本サービスを停止した場合、当社が運営するウェブサイト又はメール等で、速やかに顧客に連絡するものとします。
- 当社は、ユーザの誤操作等、当社の責めによらないお客様のデータの毀損・滅失に一切の責任を負うものではありません。データのバックアップは、お客様の責任で行うものとします。

- 当社は、顧客に生じた以下の各号の損害・損失・費用について、一切の義務または責任を負うものではありません。
 - 積極損害、直接損害以外の損害（逸失利益、特別損害、間接損害、懲罰的損害、派生的損害等）
 - データ喪失による損害・損失・費用

第 2 3 条（有効期間）

- 本利用契約期間は月単位または年単位とし、最低契約期間は 1 ヶ月とします。ただし、当社または販売店と顧客との間で別途定めがある場合はそれに従うものとします。
- 本利用契約が月単位の契約の場合には、契約期間満月の 2 0 日までに、本利用契約が年単位の契約の場合には、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、当社が定める所定の解約通知書が顧客から当社に到達しない場合、本利用契約は、契約期間は同一期間、また、同一条件にて自動更新されるものとし、その後も同様とします。
- 理由の如何を問わず、本利用契約が解除・期間満了その他の事由により終了した場合であっても、本規約第 7 条（禁止事項）第 9 条（料金）第 1 1 条（支払方法）第 1 5 条（知的財産権）第 1 6 条（第三者の権利侵害）第 1 8 条（秘密保持義務）第 1 9 条（契約不適合責任）第 2 0 条（損害賠償）第 2 2 条（免責）第 2 7 条（終了時の措置）第 3 6 条（権利等の譲渡禁止、再委託）第 3 7 条（合意管轄）及び第 3 8 条（準拠法）は有効に存続するものとします。

第 2 4 条（顧客による解約）

- 顧客は、本利用契約期間中といえども、本利用契約を中途解約することができます。
- 本利用契約が月単位の契約の場合、当月 2 0 日までに所定の解約通知書が顧客から当社に到達した場合、当月の最終営業日をもって解約の効力が発生するものとします。
- 本利用契約が年単位の契約の場合、利用契約終了希望日の 1 ヶ月前までに所定の解約通知書が当社に到達した場合、当該利用契約終了日をもって解約の効力が発生するものとします。
- 前項の解約については、いかなる理由があっても、顧客は残存期間の料金支払義務を免れず、当社は残存期間の料金を返還しません。

第 2 5 条（当社による解約）

- 当社は、本利用契約期間中といえども、顧客に対し 6 ヶ月前に書面により通知することにより、本利用契約を解約することができます。
- 前項の場合、当社は顧客に対し、残存期間の料金の返還以外に、一切の損害・損失・費用等を負担する義務を負わないものとします。

第 2 6 条（本サービスの終了）

- 当社は、顧客に対し事前に通知することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。顧客に対する通知は、本サービスの終了予定日の 60 日前までに行うものとします。
- 本サービスを終了したときは、当社と顧客との間の本利用契約は、サービス終了日をもって自動的に将来に向かって解除されるものとします。

第 2 7 条（終了時の措置）

当社と顧客との間の本利用契約が終了した場合の措置は、以下のとおりとします。

- 当社は、顧客に付与した ID の利用を停止します。企業コード、アカウントおよびパスワードの発行が行われている場合には、これらの利用も停止します。顧客およびユーザはこれに対して何らの異議を述べることができないものとします。
- 顧客およびユーザは、本サービスの利用のためにインストールしたすべてのソフトウェアをコンピュータ・デバイス上から削除するものとします。
- 当社は、本サービスに保存された顧客およびユーザ固有のデータを消去します。

第 2 8 条（解除および期限の利益の喪失）

顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、顧客は当社に対する全ての債務について、通知・催告なくして直ちに期限の利益を喪失し、残債務全てを一括して当社に対して履行するものとします。また、当社は、顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして、直ちに本利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社の顧客に対する損害賠償の請求を妨げられないものとします。

- 本規約等に違反したとき。
- 解散、合併、事業譲渡・譲受け・廃止または組織変更があったとき。

- (3) 不渡り処分、公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立を受け、または民事再生、破産、会社更生、特別清算、特定調停の申立があったとき。
- (5) 財務状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 顧客またはユーザに法令違反があったとき。
- (7) 顧客が営業を停止・廃止したときまたは監督官庁から営業停止等の処分があったとき。
- (8) 第29条（反社会的勢力排除）に違反したとき。
- (9) その他、合理的な理由に基づき当社が本利用契約を継続することが不適切と判断したとき。

第29条（反社会的勢力排除）

当社および顧客は、次の各号の事項を表明し、保証します。

- (1) 自己（顧客にあたってはユーザを含みます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、または反社会的勢力ではなかったこと。
- (2) 自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと、または反社会的勢力ではなかったこと。
- (3) 顧客においては、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスを利用させるものでないこと。
- (4) 顧客においては、本サービスの利用期間中および料金全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第30条（完全合意）

本規約等は、本サービスに関する当事者間のあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

第31条（改訂）

当社は、本規約等について、法令に従って変更できるものとします。

第32条（可分性）

本利用契約の条項のいずれかが違法または無効となる場合においても、その他の条項は有効に存続するものとします。

第33条（通知）

顧客から当社への通知は、電子メール、ウェブフォームからの投稿または当社の本店住所への書留郵便をもって行うものとします。当社から顧客およびユーザへの通知は、電子メールまたは登録住所への書留郵便をもって行うものとします。但し、多数の顧客への通知は、当社のウェブサイトへの掲載をもって代替することができるものとします。

第34条（不可抗力）

当社は、天災地変、火災、労働争議、ストライキ、ロックアウト、戦争、戦亂、市民騒擾、テロ、伝染病、政府の規制・命令、電力・通信システムの障害、ハードウェアまたはソフトウェアの故障・障害、サービスへの攻撃、その他の不可抗力によって顧客およびユーザに本サービスを提供できない場合には、その責任を負わないものとします。

第35条（法令等の遵守）

- 1. 顧客およびユーザは、本サービスを利用するにあたり、日本国もしくはその他諸外国の法令または規制の適用がある場合には、これを遵守するものとします。
- 2. 顧客およびユーザは、本サービスを日本国政府もしくは関連する外国政府の必要な許可を得ることなく、日本国から輸出または国内外の非居住者への提供をしてはなりません。

第36条（権利等の譲渡禁止、再委託）

- 1. 顧客は、当社の書面による事前の承諾なくして、本利用契約上の権利義務を第三者に譲渡、担保提供、貸与その他処分し、または引き受けさせてはならないものとします。
- 2. 当社は、本サービスに関する業務の一部を第三者に再委託できるものとします。

第37条（合意管轄）

本サービスに関する当社と顧客またはユーザとの間の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（準拠法）

本規約等は日本法に準拠するものとします。

制定：2019年4月1日

改訂：2020年10月1日

改訂：2021年4月14日

【別紙】「本サービス」に含まれるサービス

サービス名
KAITO セキュアブラウザ ライセンスプラン
KAITO セキュアブラウザ エンタープライズプラン
KAITO セキュアカメラ オンプレミス
KAITO セキュアカメラ クラウド
KAITO セキュアカメラ スタンダード
KAITO セキュアカメラ エンタープライズ
KAITO セキュアカメラ メール送信
KAITO セキュアレコーダ オンプレミス
KAITO セキュアレコーダ クラウド
KAITO セキュアレコーダ スタンダード
KAITO セキュアレコーダ エンタープライズ
WorkReport
KAITO セキュアクリーナー

改訂:2020年10月1日

改訂:2022年3月1日